

○新冠町議会議長交際費支出基準及び公表に関する要綱

(令和6年3月29日議会訓令第1号)

(目的)

第1条 この要綱は、議長が新冠町議会を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「議長交際費」という。）の支出基準及び公表に関し必要な事項を定めることにより、議長交際費の適正かつ公正な執行と透明化に資することを目的とする。

(種別及び支出内容)

第2条 議長交際費は、次に掲げる種別及び支出基準に応じ、支出できるものとする。

- (1) 慶祝 慶事及び総会等各種行事のお祝いに係る経費
- (2) 弔慰 葬儀等における香典、供花等に係る経費
- (3) 会費 各種団体等が行う会合の参加経費及び町政の振興に資する意見交換や情報収集を目的とする懇談会等の出席に係る経費
- (4) 賛助・協賛 公共的・公益的な団体等の活動及び行事の趣旨に賛同して支出する経費
- (5) 接遇 議会運営上必要と認められる交際において、飲食等の接待に要する経費
- (6) その他 議会運営上、議長が特に認める経費

(支出基準)

第3条 交際費の支出に当たっては、社会通念上妥当と認められる範囲内で必要最小限の額となるよう努めるものとし、別表に定めるとおりとする。

(公表)

第4条 交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 第2条各号に掲げる種別
 - (2) 支出年月日
 - (3) 件名等
 - (4) 支出金額
- 2 公表は毎月行うものとし、当月分を翌月の末日までに新冠町ホームページに掲載するとともに、議会事務局における閲覧により行うものとする。
- 3 公表に当たっては、個人情報の保護に十分な配慮を行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、議長交際費の支出基準及び公表に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

No.	種 別	支 出 基 準 額	
1	慶 祝	金額の明示がある場合	相当額
		金額の明示が無いもの	1万円以内
2	弔 慰	議長が別に定める。（新冠町議会の慶弔に対する贈呈内規）	
3	会 費	原則1万円以内。金額の明示があるものはその額。	
4	賛助・協賛	趣旨に賛同できる行事等に対するもの	1万円以内
5	接 遇	議会運営上必要と認められる接遇等の経費	社会通念上妥当と認められる範囲内の額
6	そ の 他	議長が議会運営上特に必要と認める経費	社会通念上妥当と認められる範囲内の額